松江家庭裁判所委員会(第28回)議事録概要

- 1 日時
 - 平成26年9月9日(火)午後1時30分~午後4時00分
- 2 場所
 - 松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (委員長) 稻葉重子
 - (委員) 伊原由紀子, 川本ゆかり, 桐山香代子, 寒江健太, 杉山順一, 園山信夫, 長野正夫, 野津富士男, 細木裕二, 堀江正俊(五十音順敬称略)
 - (説明者) 鬼頭首席家庭裁判所調査官, 大内首席書記官 内藤刑事首席書記官(松江地裁)
 - (事務担当者) 飯冨事務局長, 垰田事務局次長
 - (庶務) 松嶋総務課長, 結城総務課課長補佐

4 議事

- (1) 委員長選任・委員長代理指名 委員の互選により、稻葉委員が委員長に選出された。 委員長は、杉山委員を委員長代理に指名した。
- (2) テーマ「少年事件における被害者配慮制度について」
 - ア 裁判所側説明者による説明
 - 「少年事件における被害者配慮制度」大内首席書記官
 - イ 質疑応答,意見交換 別紙のとおり
- (3) 次回期日及びテーマについて
 - 次回期日を平成27年3月3日午後1時30分、テーマは「新庁舎見学」とする。

(別紙)

A委員

制度の中に心情や意見を陳述するというものがある。被害者感情としてはかなり重いものがあると思うが、処分に対する影響はどうなるのか。

委員長

反対尋問を経ていないので非行事実の資料には基本的にはならないが,被害感情的なものについて話していただいたり,意見を聞いたりして,処遇を決める要素の一つになるものと思う。

A委員

制度の利用者が意外に少ないという気がする。これは、案内文書を単に郵送 しただけで、被害者が手続についてよく分からないまま機会を逃してしまって いるのか、それとも、被害者が制度を理解した上で申立てをしないのかという ところまで確認しているのか。その上で、この件数になっているのか。

説明者

確かに利用者は少ないのではないかと思う。当庁管内では、いわゆる重大事件が極めて少ない上、例えば、既に示談ができているといことでこの制度を利用する方が少ないのかもしれない。ただ、裁判所としても、この制度の利用件数の実情を踏まえて、もう少し伝え方等の改善を進めていきたい。

A委員

例えば、裁判所から、電話で、「こういう制度がありますが利用しますか。」という確認があった場合、被害者としては、「制度の中身が分からないのでもう少し説明してください。」とか、「制度は分かりましたが、今回は結構です。」と言えると思う。そうした配慮が必要ではないか。

委員長

裁判所から郵便で書面を送るだけでなく、電話等で更に制度について説明し、 理解してもらった方が良いという御意見か。

A委員

被害者と面会して意向を確認できれば一番良いと思う。

B委員

この制度の利用について、他の家裁との比較で、特に松江家裁が多いとか少ないとか、何か特徴はあるのか。

地域差は当然にある。重大事件等では、この制度の利用の申出があると思うが、当庁管内は、そうした事件がないことから、被害者から積極的な問合せはないという印象である。

B委員

松江家裁の場合,事務連絡という形で,被害者とペーパーでのやり取りをしているが,全国的にも同様な取扱いか。

説明者

裁判所からいきなり被害者に電話を掛けるというのは相当ではないので、最初の接点は、書面を送っている。その後、電話でやり取りすることもある。

C委員

この制度ができたきっかけは何か。

説明者

この制度ができた平成12年頃、刑事裁判において被害者の声がもっと裁判に反映されるべきではないかという意見が強くなり、また少年による凶悪犯罪が全国的に発生していたことから、少年非行についても被害者に対する配慮が必要ではないかという意見が出てきた。特に少年事件の場合、被害者は報道されるのに、少年は秘密が守られるという意見もあったし、正しい判断をするために被害者の声も反映してほしいという意見が強くなったという事情もある。

C委員

この制度は、欧米ではどのように運用されているのか。アメリカでは、少年 犯罪も成人と同じように刑事事件として扱って処罰されているようであるが、 いかがか。

説明者

少年の処遇を決めるシステムが違うので、比較できない。被害者感情の在り 方にも違いがあると思う。

D委員

現在、法務省が、社会資源を利用した更生ということを言っている。今後、 どのような体制になっていくのか。現在、県社協にパーソナルサポートセンタ 一があり、就労に関する相談等があるが、被害者が、子どもの友人である加害 者のその後のことを心配するケースもあった。社会就労というところまで裁判 所が審判等で示すことがあるのか。

裁判所の保護処分と一緒に、例えば就労に関する決定が出ることはない。ただ、再非行を防止するという観点から、保護教育的な配慮は必要であり、家庭裁判所の審理の過程でも、単に注意するというだけでなく、講習のような形で被害者の立場にある商店主にゲストスピーカーとして話をしていただく等、教育的な指導を取り入れている。保護観察所でも、社会貢献活動を取り入れ、社会の一員としての自覚を促す方策が進められているし、協力雇用主を募って、保護観察になった少年の就労を手助けしている。少年院の教育でも、被害者の立場について考えさせるカリキュラムがあり、就労支援も念頭に置かれている。裁判所でも補導委託する場合がある等、就労面での支援や助言は大切だと考えている。

E委員

私が被害者の立場だとして、例えば窃盗や交通事故であればそれほど問題はないが、例えば、暴力を受けた場合に、被害者として審判を傍聴して、話を聞いてみたいという気持ちがある。しかし、仕返し等で後から怖い目に遭うかもしれない。そうすると、裁判所で加害者と顔を合わさない形で審判を傍聴したいということになるが、その場合、どのような配慮をしてもらえるのか。

説明者

被害者が意見を述べる際に衝立を使うことになる。少年にとっても被害者にとっても、傍聴がプレッシャーになったり、顔を合わせることに抵抗がある場合には、そうした配慮をしている。ただ、裁判所として、少年の処遇を決めたり、少年に教育的なアドバイスをしたりするために、被害感情の程度や示談の推移を確認する必要がある場合には、この制度の利用以外に、裁判所から被害者に対して別途調査を実施する場合もある。その際、被害者がどのような不安を持ち、どのような形であれば最も安心して意見が述べられるか等を聞き、具体的な配慮を検討することになる。

E委員

被害者が、別室でモニターを見て傍聴することもあるのか。

委員長

被害者への配慮と、被害者が審判を傍聴して意見を言うことによる少年に対する感銘力という点からすると、モニターでは、被害者に非公開の手続を一方的にのぞかせる形になるため、趣旨に沿わないと思われる。

今回,被害者配慮制度について,少年事件に特化してテーマにしているが, その制度の契機となり,ある程度先行して進んできた成年の刑事事件における 被害者保護の制度について,説明者から御紹介いただきたい。

少年事件における制度と同様のものとして,事件記録の閲覧,謄写,公判廷での心情に関する意見陳述がある。基本的には少年事件と同様の趣旨で設けられたものである。

また、少年事件は非公開であり、一定の重大な事件については審判傍聴の制度があるが、刑事事件は公開の手続であり、被害者は自由に傍聴することができる。あらかじめ要望があれば、被害者は優先的に傍聴することができる。

さらに、少年事件における制度にはないものが幾つかある。1つ目に、性犯罪等の被害者の名誉やプライバシー等を保護するために、被害者の名前や住所といった被害者特定事項を法廷で明らかにしない措置を執ることができる。2つ目に、被害者が証言する場合、被告人や傍聴席から被害者の姿が見えないらに、衝立で遮へいしたり、ビデオリンク(法廷にカメラを備え付け、その映像を別室にいる被害者が見ながら証言する。)を利用する措置を執ることがきる。3つ目に、被害者と被告人(加害者)の間で示談ができたような場合、刑事事件の手続の中で示談内容を公判調書に記載することで、これが被害者的方法を引きる。併せて、被害者と被告人(加害者)の間で損害賠償額に争いがある。併せて、被害者と被告人(加害者)の間で損害賠償額に争いがある。併せて、被害者と被告人(加害者)の間で損害賠償額に争いがある。日に、一定の重い事件について、公判期日に出席して審理に参加し、検察官の行為に意見を述べたり、証人や被告人に質問するという被害者参加の制度がある。

F委員

補充すると、被害者特定事項の秘匿の制度とは、公開の法廷では被害者の名前の呼び方を変えたり、住所を言うときは松江市までとして最後まで言わないとしたりする制度である。被害者の名前や住所は、証人尋問する場合には相手方に知る機会を与えなければならないと法律で定められているので、被告人やその弁護士に対しては被害者の名前や住所は伝わってしまうことはある。

委員長

刑事事件と異なり、少年事件の場合は、少年の健全な育成を図るという少年 審判手続の目的と、被害者の権利保障という被害者配慮制度の趣旨とがきっ抗 する部分があり、裁判所としては、そのバランスにいかに留意するかが難しい。 この点について御意見をいただきたい。

B委員

被害者への配慮を考えた場合、最も大きな問題は、被害者のプライバシーの問題だと思う。現在、被害者のプライバシーは、具体的にどのような形で保護されているのか。また、被害者のプライバシーの保護は、今後、どのように動いていくのか。

被害者に関する制度は、この10年程でいろいろな制度ができたが、基本的には、被害者にどういう形で司法の中に入ってきていただけるかという切り口で進み、少年事件も刑事事件も、被害者の要望に沿って事件を知っていただく、事件に参加していただくという形になっている。最近はそれに加えて、プライバシーや加害者からの報復に対していかに被害者を保護するかが全体的な流れになっている。

刑事事件では、当事者間で被害者が誰かを明らかにすることは、被告人の防御権の関係から譲れないものの、被害者のプライバシーの保護の観点から、公開の法廷では被害者の特定ができないような形で審理を進めることになる。

運用の問題として、いかにプライバシーや報復等の再被害から被害者を保護するか、例えば、被害者を証人尋問する場合、弁護人の了解を得て、被害者の 名前や住所を弁護人限りにとどめてもらうことができないか等、考えている。

D委員

保護司の仕事をしていて、保護観察の面接等の中で被害者の名前は現れてこないし、現れてこない方が良いと思う。今の在り方で良いのではないか。

F委員

被害者参加制度を利用しないと被害者の声が裁判官に届かないかというとそうではなく、捜査機関が被害者に最初に当たって、取調べの中で被害者がどう思っているか聴取し、調書という形で証拠化して裁判官に提出している。取調べの中で、この制度の説明もしっかりしているが、被害者の中には、もう調書を取ってもらったので結構ですという方もいる。裁判所が必ずこの制度を利用しなければならないという訳ではなく、裁判所が被害者の声を無視しているという訳でもない。

G委員

被害者が亡くなっている場合、審理が一方的にならないか。

F委員

事故直後は、被害者の遺族としては、悲しみが強くて話したいことがたくさんある。最終的には、事故が起きてから時間が経っていたり、示談が進んでいたりする中で、気持ちについては捜査機関に言っているのでもう十分聞いてもらった、それで良いという被害者の遺族もいる。被害者が亡くなったからといって、この制度を利用したいという方ばかりではない。

G委員

加害者の一方的な言い分を採用する訳ではないということか。

F委員

裁判や少年審判では、被害者又はその遺族の調書等も証拠として提出するため、加害者、被告人の供述だけで事実を認定するわけではない。被害者の遺族が、意見陳述の中で心情や処罰感情を伝えたい場合、処罰感情を答えられるのは被害者の遺族だけであり、被告人がそれを排斥することはできない。被告人の一方的な意見ではなく、被害者の遺族にそうした気持ちがあることも、裁判所には分かってもらえると思う。

H委員

被害者としては、裁判所の手続の前に、検察官等が事件の内容を聞いてくれるというだけでも大分違うと思う。最初は、被害者の意見はあまり反映されないように思っていたが、この制度が10年ほど前にできたということは、段々凶悪な少年犯罪が多くなり、被害者の気持ちが公になって、被害者への配慮ということが出てきたのだと思う。少年犯罪が段々幼くなり、凶悪な事件が多くなって、私も母親として、このような日本であってはいけないと思う。世の中が、もう少し明るくなってもらいたいと思う。

委員長

少年事件では、以前、被害者は、成年の刑事事件とは異なり手続の外に置かれ、どういう審判の状況でどういう処分になったのか結果さえ分からなかった。一方、少年の健全育成や更生の観点からすると、被害者がどう思っているか、被害弁償ができているか、被害者が許しているかということと、少年が再非行に走らないかということは次元を異にするものであり、成年の刑事事件と同じには考えられない部分がある。成年の刑事事件の被害者保護の制度の考え方を少年事件に及ぼしつつも、同じには考えられない場面が幾つもあり、どちらかというと矛盾しているかもしれない様々な利益状況がある中で、この制度の枠組みができているところに運用上悩ましい部分があるということを御理解いただきたい。

リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」は被害者だと思われる 方がいればお送りする訳だが、リーフレット「審判の傍聴について」をどのよ うに使用しているかについて、説明者から御説明いただきたい。

説明者

対象事件であれば、リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」に同封して、リーフレット「審判の傍聴について」を送付している。また、被害者調査をする際、被害者から意見を述べたいと要望があれば、調査官が調査に関する説明をする際に同封して送付している。

C委員

リーフレットを送付する際、申出書は家庭裁判所に備え付けてある旨説明があるが、申出書も一緒に送付すれば、この制度を利用しようとするときにすぐに書いて提出できるのではないか。申出書を入手するために家庭裁判所まで出向くとなると、この制度が利用しにくくなるのではないか。

学校現場では、いじめの問題で、被害者については、プライバシーに配慮しながら、被害状況や心情等の情報が出てきて、最近の子供たちや保護者は、被害に対する意識が強くなっている。他方、子供たちを被害者にしてはいけないのは当然として、加害者にしてもいけないのであるが、加害者については、加害に至る経緯や問題状況等、子供たちを加害者にしないための情報が出てこない。少年事件の場合、子供たちを加害者にしないための情報はどのように扱われるのか。

説明者

例えば、家庭裁判所と中学校との協議会や、あるいは別の機会に学校と話す機会があれば、個別事件について協議するのは難しいが、全般的な状況や傾向については話し合えると思う。裁判所が受けている印象と学校現場の実情を情報交換をすることで、裁判所としても、子供たち全般の動きや保護者の認識、学校が感じている指導上の問題点等を伺うことができ、参考になる。

委員長

被害者配慮制度というのは使いにくいという印象か。利用するまでもない事件では利用されていないという印象か。裁判所の広報が足りないために利用が少ないという印象か。

I 委員

新受事件の半分以上が窃盗事件ということだが、その中でも、店舗での万引きというのが多いと思う。店長は、警察での事情聴取で、少年を厳罰に処してほしいと述べるだろうが、少年が裁判所に送致された後、自分が出向こうとまでは思わないだろうし、その会社の社長が出向くというのも現実的ではない。そういう点で、この制度を利用する事件がそもそも少ないし、この制度を利用する事件類型が限られているということはあると思う。

他庁での経験だが、松江家裁のように被害者に事務連絡やリーフレットが送付されたことがない。他庁の運用を把握していれば教えていただきたい。

島根県には被害者サポートセンターがあるが、審判傍聴を考えている被害者の付添いとして、そうした被害者支援団体のボランティアが付き添うことは可能か。

少年事件は、観護措置の場合、原則4週間以内に処分が決まることになり、被害者にとってはあっという間である。他方、在宅の場合、いつになったら連絡がくるのか見えない。事務連絡の中に、時期的なこと、例えば、観護措置の場合、原則4週間以内に処分が決まるということを触れていただきたい。

他庁の運用について、知り得る限りでは、リーフレットを送付する扱いが多いと聞いている。

付添いについては、弁護士が付き添うケースが多いようであるが、被害者支援団体の担当者などでも、事件直後から相談してきているなど被害者の不安や緊張を緩和するのに適当である場合には認められる可能性はある。

事務連絡の中に時期的なことを触れる点については、被害者が手続の流れを 把握する意味では必要なことと思われるので、検討したい。在宅の場合でも、 ある程度の目途を示さなければ分かりにくいと思われるので、できる限り明確 に示すことができるものについてはお知らせする方向で検討したい。

I 委員

付添人として,万引き,少年同士の傷害,暴行事件を担当した経験から,少年の健全育成と被害者への心情の配慮のバランスの点で述べると,被害者が加害少年を恐れている場合は別として,少年に対し,「被害者はこう考えている。こういうところに苦しんでいる。それが想像できるか。」と言ってあげることで,少年の反省が深まるという感想はいつも抱いている。経験上,被害者の気持ちを言った方が少年の更生に役立つと思う。マイナスに働いたことはない。

F委員

少年事件に限らず、被疑者に対して、あなたがやったことによって被害者、 関係者、親、周囲の人にどのようなマイナスが発生したかをきちんと考えさせ るようにしている。それでも再犯を抑えられないこともあるが、心情を考えさ せるという機会を少しの間でも持たせることは必要だと思う。

委員長

今日の話を基に実務に活かして参りたい。

以上